

各発注者における復旧・復興事業の 施工確保対策

○ 国土交通省東北地方整備局	1
○ 農林水産省	3
○ 岩手県	5
○ 宮城県	7
○ 福島県	10
○ 仙台市	12

国土交通省東北地方整備局における復旧・復興事業の施工確保対策

平成24年6月
国土交通省東北地方整備局

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の創設

- ・海岸復旧工事については、6月下旬から7月中旬頃に発注する10件について適用予定。登録申請も併せて受付。
- ・港湾空港関係工事については、6月4日から登録受付開始。7月1日以降に公示する災害復旧工事（予定価格5.8億円未満）に適用。6月8日現在申請なし。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・現時点での実績は無し。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月17日公表し、2月20日以降適用。
- ・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、施行済み。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月17日公表。
- ・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、6月8日現在、2件手続き中。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

- ・平成24年2月14日日本省通知、4月1日以降に入札公告を行う工事から適用。
- ・東北6県において、6月8日現在、10件の工事で適用予定。

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

- ・平成24年2月29日日本省通知、3月1日以降に入札公告を行う工事から適用
- ・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、施行済み。

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 復旧・復興工事情報連絡会

【従 来】主要資材に関して「建設資材対策東北地方連絡会」（発注機関、建設業団体、資材業者団体等）を開催し、東北全体の需要供給バランスを情報共有しているが、逼迫する地区に対してより詳細な状況を把握し、情報共有する必要がある。

↓

【現 在】逼迫した地区単位で「復旧・復興工事情報連絡会」、県単位で「分会」を開催し、情報の共有や対応策について意見交換を実施している。

建設資材対策東北地方連絡会 宮城県分会 H24. 5. 23

石巻地区 H24. 5. 17、大船渡地区 H24. 5. 29、釜石地区 H24. 5. 29、

宮古地区 H24. 5. 30、久慈地区 H24. 5. 31

(港湾空港部)

- ・ 災害復旧工事の全体スケジュールと工事概要についてHPで公表
- ・ 不足する石材の安定的確保の観点から使用見込みについてHPで公表するとともに、供給の可能性について全国調査を実施中

農林水産省における復旧・復興事業の施工確保対策

平成24年6月
農林水産省

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の創設

- ・被災地域の建設企業が被災地域外の建設企業と共同することにより、被災地域において不足する技術者等を広域的な観点から機動的に確保。平成24年3月9日大臣官房経理課長。）

なお、6月8日現在農林水産省での復興JVの登録はない。

<国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・発注規模を予定価格が2億円程度を下回る工事を対象とし、発注者において適切に定めることとした。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・国土交通省と同様（被災地域において、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度で同一の建設業者が施工する場合は、二箇所までは主任技術者の兼務を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長。）

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・国土交通省と同様（被災3県において、労務単価が高騰し入札不調等が発生していることを受け、直近の労務費を実態調査し、労務単価を改定。平成24年2月17日付け農村振興局長等。）

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・国土交通省と同様（被災3県において、直近の労務費の実態を反映した労務単価の改定にあわせて、既契約工事についてインフレスライドによる請負代金額の変更を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長。）

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

- ・実施無し。

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

- ・被災3県において、被災地外からの労働者の確保に必要な宿泊費、交通費を予定価格へ反映した。平成24年3月9日農村振興局整備部設計課長等。

2. 各主体として独自に講じている施策
2月以降の新たな施策はなし。

岩手県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成24年6月
岩手県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の創設

検討中（7月中に実施予定）

＜国交省通知と異なる点＞

- ・ 予定価格2千5百万円以上5億円未満の復旧・復興工事とする。
- ・ JV代表者は、沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局のいずれかの管内に本社又は本店を有する者で、代表者以外の構成員については、岩手県内に本社又は本店を有する者とする。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

平成24年3月1日以降に行われる入札公告から適用。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

平成24年2月20日から適用。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

平成24年2月20日から適用。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

国からの正式通知がないため現時点で運用していない。

県内で市町村を跨いで発注されるケースはほとんどないと考えている。

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

平成24年3月5日以降に行われる入札公告から適用。

2. 各主体として独自に講じている施策

（1）発注単位の拡大及び工期算定の柔軟な対応（平成24年2月1日以降入札公告）

【従 来】工事箇所をまとめて発注する場合でも、標準工期日数により工期を設定している。

↓

【現 在】発注等級別区分の上限内で工事箇所をまとめて発注する。

施工箇所が概ね1 km以上離れている工事を合冊して発注する場合は、標準工期日数に合冊する1工事毎に25日（準備・後片付け期間）を加算できる。

(2) 主任技術者または監理技術者の恒常的な雇用関係の取扱い（平成24年4月1日以降入札公告）

【従 来】所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要。

↓

【現 在】東日本大震災津波の被災地における復旧・復興工事については、「緊急の必要その他やむを得ない場合」に該当するものとし、「所属建設業者から入札書の提出があった日までに雇用関係があることが必要」と取扱うこととした。

宮城県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成24年6月
宮城県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の創設

3月26日にプレス発表を行い、4月1日から施行済。

6月6日現在、13件登録済であり、内訳は土木一式が13件、ほ装が3件（土木一式と重複）となっている。

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・ 予定価格が1億円から3億円未満については被災地外の定義を東北・北海道と3億円以上5億円未満は全国とした。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

2月23日に県内関係機関に通知済み。整備局及び市町村と具体の運用方法を確認し3月23日に運用を通知済み。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

2月20日に県内関係機関に通知済み、同日付の入札公告工事から適用している。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

3月2日に県内関係機関に通知済み、同日付けでマニュアルを配布し運用を開始。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

未実施

復旧・復興工事については、発注ロット拡大に伴い施工箇所を複数まとめて発注する方式を採用しており、その箇所ごとに重機運搬や安全管理、労務管理などに要する費用が発生していることから、現行の「市町村を跨ぎ」を外し、施工箇所ごとに工種区分に応じた共通仮設費及び現場管理費の算出ができる運用を示していただきたい。（被災3県・仙台市共通要望）

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

3月2日に県内関係機関に通知済み、3月5日以降公告工事から適用。

営繕関係工事についても間接工事費率の補正を要望中。（被災3県・仙台市共通要望）

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 復旧・復興型混合入札・複数等級入札の試行(平成24年4月1日以降適用)

【従 来】県内建設企業の等級格付に応じた請負工事金額の範囲内の請負工事に入札参加できるとしていた。

↓

【現 在】発注ロット大型化や復旧・復興工事の本格発注に対応するため、県内の単体の建設企業と復興JVによる混合入札や、A、B等級登録者が上位等級に入札参加できる複数等級入札を試行している。

(2) 配置技術者の雇用要件の緩和(平成24年4月1日以降適用)

【従 来】配置技術者における入札参加者との直接的雇用関係は、開札日の前日から起算して3ヶ月以上前からとっていた。

↓

【現 在】配置技術者に求めている3ヶ月間の直接雇用関係の要件について、期限を1年間、復旧・復興工事に限定して、ハローワークを通じた新規雇用の場合は開札日の前日とし、入札参加機会の拡大や技術者の雇用促進を図っている。

(3) 現場代理人の常駐義務の緩和(平成24年4月1日以降適用)

【従 来】県の同一部所が発注・監督する請負額2,500百万円未満の災害復旧工事について、2件の工事間で兼務できることとした。

↓

【現 在】対象工事を予定価格8,000万円未満まで拡大している。

(4) 「特別簡易型」総合評価落札方式の適用金額の引き上げ(平成24年4月1日以降適用)

【従 来】平成23年6月1日から施工計画等の提案を省略した「特別簡易型」総合評価落札方式を設計額3億円未満の技術的に簡易な復旧・復興工事について適用していた。

↓

【現 在】技術的難易度がそれほど高くない復旧・復興工事への適用金額を3億円未満から5億円未満に引き上げ、適用範囲の拡大を図っている。

(5) 地域限定方式の運用緩和(平成24年4月1日以降適用)

【従 来】設計額1億円未満の小規模な工事について、県内を5ブロックに分割し、その地域ブロック内に本社を有する企業のみ入札参加できる地域ブロック限定型の入札を実施していた。

↓

【現 在】地域ブロック限定型発注が基本の案件について、本県沿岸部と内陸部では発注量に格差があることを考慮し、県内企業の受注機会と円滑な施工確保の観点から、

復旧・復興工事については、当初から県内限定型を適用できることとしている。

(6) 発注見通しの公表頻度の見直し(平成24年4月1日以降適用)

【従 来】建設工事の発注見通しは年2回(4月、10月)公表していた。

↓

【現 在】公表の頻度は年4回(4月、7月、10月、1月)とし、さらに工事概要を詳細にし、概算金額も公表の対象としている。

福島県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成24年6月
福島県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の創設

予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、公募型随意契約を平成23年12月から実施しており、これにより発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。

＜国土交通省通知と異なる点（独自部分）＞

予定価格が5億円以上となる大規模災害復旧工事については、見積の相手方を公募することとし、応募対象は単体企業、特定JVとした。

特定JVについては、代表構成員を県内企業に限定し、その他の構成員については県内企業または県内に委任先のある県外企業とし、県内企業を最大限活用するとともに、地域外の技術力・労働力等も活用することとした。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

同一のあるいは別々の主体が発注し工作物に一体性又は連続性が認められる工事であつ、工事現場相互の間隔が5km程度の場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を原則2件程度まで管理することができることとした。2月29日通知

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

2月改定の設計労務単価については、積算システムへの適用作業期間を経て、2月23日から起案する工事に適用している。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

設計労務単価の上昇割合が低調であったため、インフレスライド条項を適用した工事はありません。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

福島県にあつては、同一市町村内での災害復旧工事が多数あることから、市町村を跨いだ工事の組み合わせは困難であり、国が示した市町村を跨いだ場合の間接工事費の算出方法を適用できる工事はありません。

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応

3月に示された追加費用については、積算システムへの適用作業期間を経て、3月15日から起案する工事に適用している。

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 現場代理人の常駐義務緩和（平成23年11月～）（平成24年2月～追加緩和）

【従 来】各々の工事の予定価格が2,500万円未満で一定の要件を満たし「各々の工事が同種工事の場合」現場代理人の常駐義務を緩和していた。

↓

【現 在】同一の主任技術者が管理できる同一発注機関の先行工事も対象とした。

(2) より詳細な発注見通し及び長期的な発注見通し（平成24年2月～）

【従 来】発注見通しの公表は四半期毎に実施している。

↓

【現 在】発注見通しの公表を内容の変更がある都度（概ね1ヶ月程度を想定）に発注見通しを更新するとともに年間の発注見通しを公表する。また、公表内容に路河川名、概算金額を追加しより詳細な内容とした。（年間発注量を公表することにより請負者が配置技術者の確保など受注計画の参考となる）

仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

平成24年6月
仙台市

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の創設

- ・ 4月23日から施行済
- ・ 6月8日現在、1件の申請があり、1件登録済。

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・ 対象金額は1千万円以上5億円未満
- ・ 予定価格が1億円未満については東北6県内の企業のみから構成されたJVに参加を限定することがある。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・ 5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から実施済
- ・ 工事現場の相互の間隔が5km程度について「自動車で行き可能な経路で工事区間相互を連絡する5km程度」とした。
- ・ 同一の主任技術者が兼務可能な件数を2件までとした。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・ 2月20日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から改定単価を適用

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・ 3月2日から運用開始

＜国交省通知と異なる点（独自部分）＞

- ・ 適用、請求日及び基準日の特例として、2月20日を基準日とするスライド協議の請求を運用施行日から1ヶ月とした。
- ・ 適用対象工事において、入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象とした。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出

- ・ 実施していない
- ・ 理由：「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに間接費（共通仮設費、現場管理費）の算出を可能とする。」とされていることから、本市の場合適用できないため。

- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応
・ 3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から実施済

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 入札参加者数の緩和（平成24年2月～）

【従 来】指名競争入札において、初度の入札参加者が1者のみの場合は、当該入札を中止し、指名替えをして別途入札を行っていた。

↓

【現 在】指名競争入札において、初度の入札参加者が1者のみの場合でも、当該入札を実施することとする。

(2) 地域要件の拡大（平成24年2月～）

【従 来】一部工種において、不調になった場合は、市内に営業所を有する業者を指名

↓

【現 在】一部工種において、災害復旧工事においても制限付き一般競争入札を実施

(3) 現場代理人の兼務拡大（平成24年5月1日以降入札公告又は指名通知）

【従 来】請負代金額が2,500万円（建築一式の場合は5,000万円）未満の工事同士については、いずれかの現場に常駐すればよい。

↓

【現 在】上記に加え、兼務を認められた主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、現場代理人としての2箇所兼務ができる。

また、請負代金額の総額が2,500万円（建築一式の場合は5,000万円）未満の工事同士については、3箇所まで兼務を認める。

(4) 契約事務手続きの簡素化・迅速化の拡大（平成24年5月～）

【従 来】災害復旧工事については、指名競争入札又は随意契約で発注可。総合評価一般競争入札は適用しない。低入札価格調査を簡素化。

↓

【現 在】上記に加え、災害復興工事については、金額に関わらず指名競争入札で発注可。低入札価格調査を簡素化。

(5) 配置技術者の雇用要件の緩和（平成24年6月～）

【従 来】3ヶ月以上雇用関係にあること

↓

【現 在】災害復旧・復興工事については、ハローワークを通じた新規雇用に限り、開札日の前日において雇用関係にあればよい。